

は、すべて任意調停に依るものであつて、調停法の規定する調停委員会の開設に依つたものではない。それは公益事業に於ては、當事者よりの申出がなく、且つ政府當局に於ても調停委員会開設の必要を認むるに至らなかつたし、營利事業に於ては、當事者双方の合意が得られなかつたからである。しかし調停者の關與した争議件数を増加せしめたことは、調停法施行の事實的影響に基くことは明かである。

元來、労働争議の調停制度は、先づ英國に發生した。英國の制度は任意的なるを特色とする。次いで歐洲大陸諸國にも、調停制度が發達したが、何れも任意的のものであつた。之れに反して強制的調停制度は、濠洲及び加奈陀に發達した。第一次大戦中は、各國とも賃銀局制度をとつて少くとも戦時中各國とも賃銀に關しては國家が交渉するやうになつた。例へば英國にては、一九一五年の軍需品法により労働大臣は、軍需工業に於ける賃銀決定に關與する權利を得た。其他の國に於ける任意的調停立法としては、一九一八年十二月の獨逸労働争議調停令、一九一九年のオースタリに於ける調停機關の設置及び労働協約に關する法律等があるが、何れも中立的議長の下に、勞資同数の代表者をもつて調停機關を組織することになつて居る。強制力を存する調停機關の設置により、公益事業に於ける同盟罷業を防止せんとする立法は、一九二〇年の米國カンサス州の法律、一九二〇年のルーマニヤの法律等である。又一九一九年のノルウェーの戦時法は、今

日尙ほ其の効力が繼續せられて、凡ての罷業を禁止して居る。公益事業の争議に關しても、強制的調停制度を採るよりも、他の方法を用ひんとする傾向がある。例へば、一九二〇年、英國に於て同年秋の炭坑大罷業の結果として、所謂緊急法を制定した。同法は、社會一般のため、生活必需品の確保を目的とするものであつて、社會の全部又は一部に對し、食料品、飲料水、燃料、燈火其他生活必需品の供給分配、運搬等を阻止する如き行爲が行はれ、又は行はれんとする場合には、皇帝は緊急状態の存在を宣言することが出来る。宣言が發布せられた時は、皇帝は、緊急條令を制定することが出来る。之により、政府は、平和の保全、生活必需品の確保及調節、交通運輸の繼續、其他社會の公安、生活の爲めに必要とせらるる權利を附與せられる。尤も此の條令は制定後速に議會に提出することを要し、若し議會が其の將來に向つて有效なることを決議しない場合には、議會提出後十四日をもつて其効力は消滅する。

#### 四 労働争議と法規違反

同盟罷業が犯罪行爲であつた時代には、官憲のために争議當事者の労働者が檢舉されることによつて、その罷業が敗北に終ることがしばしばであつた。しかし治安警察法第十七條の撤廢されてからは、罷業そのものが犯罪視されることのために、不成功に終ることは無くなつた。けれども官憲の手加減次第では、治警第十七條以外の法律の悪用によつて、容易に罷業を感伏し得た。

例へば、騒擾罪の適用である。騒擾罪に關するべき行為があれば、罪になつても仕方はないが、罷業は集團的闘争行為なのであるから、官憲が意地悪く取り締らうと思へば、騒擾罪を振りかざす多少の隙はある。就中、資本家又は官憲の挑発によつて、争議團の感情が激化し、遂に騒擾罪に問はれるやうなこともしばしばある。騒擾罪以外に公務執行妨害罪、新聞紙法、出版法、警察犯處罰令、道路取締規則等も、労働争議の際に適用され、それがために争議團は少からぬ不利を蒙つたことが多い。悪法治警十七條のために刑に處せられたものが、大正三年から十年間に千名を超えてゐる。其他、治警十七條と騒擾罪との併合、此の外の法令適用によつて檢舉されたものが、同十年間に四千名を超える。

左に最近十年間の労働争議に伴ふ被檢舉数を掲げる。

年次	騒擾罪及他罪との併合		治警十七條及他罪との併合		騒擾罪と治警十七條の併合	
	件数	人員	件数	人員	件数	人員
大正三年			五	一八		
同四年			五	六四		
同五年	一	一九	二二	四〇		
同六年	一	二八	二二	一三八		
同七年	二二	四八四	二九	三三二	一	三四

年次	騒擾罪及他罪との併合		治警十七條及他罪との併合		騒擾罪と治警十七條の併合	
	件数	人員	件数	人員	件数	人員
同八年	一三	三二一	一八	一一九		
同九年	四	一八二	二二	一八五		
同十年	二二	三九三	一四	八四		
同十一年	一	六一	四	一三		
同十二年	四	一四八	四	一三		
計	六八	二、六二七	一三五	一、〇二六	一	三四

年次	騒擾罪及他罪との併合		治警十七條及他罪との併合		騒擾罪と治警十七條の併合	
	件数	人員	件数	人員	件数	人員
大正三年	一	一四	六	三二		
同四年	一	一	六	六五		
同五年	二	八	一五	五九		
同六年	一五	一二五	二五	一七四		
同七年	六	九六	六六	一九六五		
同八年	二	一一	三七	五三六		
同九年	六	一五七	二八	三七八		
同十年	二八	一〇九	一〇一	六三四		
同十一年	一一	五二	三三	二一三		
同十二年	一三一	五七三	二〇	二一三		
計	一三一	五七三	三三五	四、二六九		

其他の法令適用

計

# 大正時代に於ける民主主義の獲得

## 一 暗黒時代としての明治時代

明治時代は、資本主義國家若くは軍國主義國家としての日本が、新興の意氣を以て、その基礎を確立した時代であつた。後ればせに世界資本主義の仲間入りをした我國の資本主義は、匪足で以て、其の發展過程を辿らねばならなかつた。しかし明治日本の建設者等は、外國の壓力に絶えず直面したので、自ら強度の國家主義的意識の下に、其の任務を遂行した彼等は、純然たる資本家にあらずして、封建的殘存勢力たる藩閥、官僚、軍閥であつた。彼等は民主主義をそつちのけにして、官僚政治と軍國主義外交と保護的産業獎勵と忠君愛國主義とにより、後進日本をして、ともかく、歐米列強と對等のうきあひの出来る一人前の資本主義國家に仕上げたのである。我々は明治時代の支配階級が取つた國家政策が、その善し悪しは別として、當時の客觀狀勢からして、斯くの如き方向を取らなければならなかつた其の歴史的必然性を看取することが出来る。しかしながら無産階級運動に取つて、明治時代なるものは實に暗黒の時代であり、また怨恨の

1000

時代であつた。強度の軍國主義と官僚政治とは、無産階級運動の萌芽を容赦なくむしり取つた。日清戦争後、漸く勃興しかけた労働組合運動は、政府の忌避する所となり、明治三十三年の治安警察法制定は、労働運動の發達に致命的打撃を與へるに至つた。當時は近代的労働階級の數も少く、自覺も至つて低く、且つまた社會の輿論にも民主主義的勢力が稀薄であつたがために、労働組合も能く一片の專制的法律を以て壓伏し得たのである。しかし労働大衆の進展は阻止されただれども、社會進化の朝風を呼吸した一部の知識階級は、特權的支配階級に對して勇敢なる抗争を續けた。しかししてまた彼等も遂に支配階級の彈壓の刃に望息せしめらるる運命に陥つた。明治三十四年の社會民主黨は結黨の即日、解散を命ぜられた。社會主義者の演說會は頻々として中止解散を受け、その出版物も絶えず發賣禁止を命ぜられた。明治三十七年には社會主義協會が解散され、明治四十年には日本社會黨が解散された。日露戦争に際して軍國主義に挑戦した彼等社會主義的知識階級は、支配階級の意のままなる鐵蹄の蹂躪に委せらるることとなつた。しかしして何等無産大衆の背景を有せざる彼等は、此の彈壓に對して、唯だ痛恨の涙を吞むはなかつた。明治政府の社會主義壓迫は、明治四十三年の大逆事件に依つて大詰まで行つた。政府の巧妙なる宣傳により、國民の眼には、社會主義者は不逞なる亂臣賊子となり、社會主義は惡魔の呪文となつた。ひとり社會主義ばかりではなく、いやしくも「社會」と名のつく出版物は、一樣に危険視せ

られた。誠に無産階級運動史としての明治時代を顧みるとき、我々は暗鬱なる感慨を催さずには居られない。

## 二 大正時代の社會的激變

「大正時代に於て、我々は豫想外の社會的激變に遭遇した。しかして其の社會的激變の根本動因は第一次世界大戦であつた。世界大戦は我國の經濟界に一大衝擊を與へ、我國の資本主義をして大飛躍を遂げしむる機縁となつた。今、經濟界のバロメーターである外國貿易の發達に就いて見るに、大正元年は、輸出五億二千七百萬圓、輸入六億一千九百萬圓であつたのが、大正十五年に於ては、輸出二十四億四千二百萬圓、輸入二十三億七千二百萬圓となつて居る。またこれを内容的に見るに、輸出品全體に對し、大正元年に於ては、全製品輸出額三割、原料及び半製品六割であつたのが、大正十五年には、全製品四割四分、原料及び半製品四割八分となつた。輸入品に就いていへば、大正元年には全製品一割九分、原料及び半製品六割八分であつたのが、大正十五年には全製品一割一分、原料及び半製品七割二分に變化し、原料輸入と全製品輸出の増加を示して居る。即ち我國の資本主義は、大正時代に於て、量的に異常の發展を遂げたばかりでなく、質的にも近代工業化への進展を遂げたことを語つて居る。」

資本主義の一大飛躍は、賃銀労働者の激増と勞資階級對立の鋭角化とを伴ふ。更にまた農村の疲弊の深刻化を生ぜしめる。斯くの如き國內的なる社會不安の氣運に對して、更に外部的衝動を與へたのは、大正六年に起つたロシア革命及びこれを低氣壓の中心とする世界革命の潮勢である。我國の無産階級が、解放への行進を起すべき社會的條件は、急激にそして順調に展開されたのである。明治政府の官僚的彈壓下に屏息せしめられた我國の社會運動者等は、再舉して事を成すべき時節到來に恵まれたのである。無産階級の反抗は、先づ産業労働者の經濟闘争から始まつた。同盟罷業は、大正五年頃より著しく増加した。大正四年の六十四件が、大正五年には一躍百八件となり、爾後逐次増加して、大正八年には四百九十七件といふ最高レコードを作るに至つた。しかして勞働階級が最も精彩ある經濟戦を敢行して、以て社會的印象を強からしめたのは、大正八、九、十年の三箇年であつた。實に此の三箇年は我國産業界の暴風雨時代であつた。我國の支配階級をして勞働階級の擡頭に脅威を感じしめ、且つ一般社會をして勞働運動を重大なる社會現象として認識せしめたのは、此の暴風雨時代であつた。我國の新聞雜誌も、此の頃から勞働問題記事を掲げるやうになつた。

右に述べた勞働階級の經濟反抗と共に、我國無産階級の一大プロテストと見るべきものは、大正七年に起つた所謂米暴動である。この暴動は富山縣の一角で、無産婦人等が米價の暴騰に憤慨

して米屋を襲撃したのに始まつたのであるが、それは忽ちにして全國に波及する階級的大暴動となつた。各地の暴動は熾烈を極め、軍隊の威力に依つて鎮壓した處も少くなかつた。もとより之は無組織無計畫の暴動ではあつたけれども、一個の階級性を帯びたものであつた。そして其の直接の原因は米價騰貴による生活不安から來たものであるが、一方から之を見るならば、永い間特權階級政治に抑壓されてきた無産大衆の間に、暗々裡に反抗意識が蓄積され、それが當時の生活不安を機會に、一大反撥作用として現はれたものである。

### 三 直接行動への轉向

米暴動と同盟罷業とは、無産階級の二大反抗運動であつたが、これらの形式は明かに直接行動であつた。尤も一時的ではあつたが、直接行動ならざる合法運動として現はれたものに、普通選挙要求運動と労働組合公認運動があつた。普通選挙運動は、民主主義の思潮につれて、大正六年頃から起り、自由主義的政治家によつて指導された。大正八年頃より、労働階級も之れに参加し、友愛會を始め多くの労働組合は熱心に普通選挙要求の叫びを擧げた。次いで大正九年に於ても、労働組合は普通選挙運動に努力したが、大正十年に至つて、労働組合の間に於ける普通選挙熱は次第に冷却するやうになつた。そして労働組合の多數は、議會政策を冷眼視して、専ら經濟的直接行動主義を讀

美し且つ實行した。その後、普通選挙運動は在野黨、新聞記者、進歩的評論家等の運動となつた。労働組合公認の要求は労働階級側から強調され、友愛會は大正八年に代議士今井嘉幸の手に依つて衆議院に治安警察法第十七條撤廢の請願をした。しかし此の労働組合公認運動も、間もなく振はないやうになり、労働階級は直接行動へ轉じて行つた。

經濟的直接行動主義は、大正十三年に於ける労働組合の方向轉換に至るまで、労働運動の指導精神となつた。何が故に經濟的直接行動主義が是認され、合法的政治運動が忌避されたのであるか。その原因に就いて見るに、當時歐洲に於ては革命的風潮が漲りつつあつて、それが全世界を蔽ひ、我國も亦、此の氣運に捲き込まれるであらうといふ豫感が社會運動者を異常に刺戟した。ために、一切の合法的運動は廻りくどいものと見做され、唯だ資本主義變革を直接目的とする思想行動のみが是認されたのであつた。しかして彼等の革命思想なるものは、甚だ幼稚であつて、資本主義崩壞の手段方法に關して何等具體的の成案がある譯ではなく、ただ經濟闘争の反復に依つて、資本主義崩壞と新社會の出現とを漫然と期待したにすぎなかつた。共產主義の浸潤せざる以前の革命主義なるものは、極めて空想的なそして單純なものであつた。しかし空想的であり單純であつたがために、社會的激動時代に於ける階級意識の粗雜なる労働大衆の間に、此の革命主義が一種の魅力を持つたと云ひ得る。

#### 四 大正時代に於ける無産階級の勝利

右に述べたやうな、大正時代へ這入つてからの我國無産階級の進歩に對して、支配階級は如何なる態度を取つたかといふに、彼等は最早や明治時代に於けるやうな専制主義的抑壓を之れに加へることは出来なかつた。労働階級の勢力の増大、民主主義輿論の盛頭、世界思潮の變化等は、支配階級をして、無理押しに新興階級運動を抑壓することを敢てせしめなかつた。若し支配階級が明治時代と等しく之れに彈壓を加ふるならば、却つて階級闘争の激發となり、ロシア、ドイツ等の轍を覆む恐れがないではなかつた。茲に於て、彼等は已むを得ず、或る程度の讓歩を示さざるを得なくなつた。私はこの讓歩の最大なるものとして左の三つのものを挙げる。

一、労働組合の事實的承認

二、普通選挙の實施

三、社会主義研究の自由

或る論者はいふ。支配階級が讓歩を示すのは、無産階級に對する一種の狡猾なる懐柔策であつて、之を以て無産階級の眞の進展と見做すことは出来ない。それは支配階級が退却と見せかけて實は無産階級を陷阱に落とし入れんとするものである。我々は右の見解に反對である。支配階級

200

が讓歩したのは、無産階級の攻勢に對して、已むを得ず讓歩したのである。もとより支配階級としては、かくの如き讓歩によつて、階級闘争を緩和し、またかくすることによつて現在制度をより巧妙に維持し得ると考へた點もあるであらうと思はれるが、無産階級運動の立場から之を見るならば、支配階級の動機如何に拘らず、茲に擧げた三つのものは、民主主義的自由の獲得である。民主主義は無産階級の自主的成長のための基礎條件である。無産階級は、民主主義を獲得することによつて、大衆自體の啓蒙、宣傳、訓練、組織を達成することが出来る。我々は我國無産階級の正常なる成長のために、民主主義の獲得が當面の最大任務と考へる。ところで大正時代に於ける我國無産階級の健闘は、民主主義的利益の獲得に於て、多大の效績を擧げたものといふことが出来る。此の意味に於て大正時代は、我國社会運動史上に於て、最も精彩ある位地の一つを占めるものである。無産階級に取つて、明治時代を暗黒時代とするならば、大正時代は基礎確立の曙光時代である。しかし新しき昭和時代は、恐らく無産階級の一大進展を遂ぐべき光彩時代であるであらう。私は、今から、大正時代に於ける無産階級の勝利である此の三つの民主主義的利益に就いて、個別的な説明に入らうと思ふ。

#### 五 階級的労働組合に對する抑壓

大正時代の初頭に於ては、労働組合の存在は、歐文植字工組合「歐友會」が明治時代からの微々たる残量を保つてゐたのと、友愛會が鈴木文治を中心とする同志十六名によつて、惟一館の一堂に呱々の聲を擧げた外に見るべきものはなかつた。労働組合の存在は、いまだ社會的視線を惹くに足らなかつた。しかるに其後十五年間に互る労働階級前衛分子の力戦健闘は、社會局の調査によれば、大正十五年六月末現在に於て、労働組合數五百十三個、組合員數二十七萬二千餘人を算するに至らしめた。今これを單一及び聯合の組織別に示せば左の通りである。

組合數	組合員數
單一組合	二六〇
聯合組合	四九
(加盟組合二〇四)	一五六、〇〇〇

更に之を業態別に示せば左の通りである。

機械器具	七四	九二、〇〇〇
化學	四八	八、二〇〇
染織	二一	一四、〇〇〇
飲食	一五	五、二〇〇
雜工業	九四	一四、三〇〇
礦業	八	五、二〇〇

瓦斯電氣	三	一、五〇〇
運輸交通	七三	九八、七〇〇
通信	一	七〇〇
土木建築	五六	五、三〇〇
其他	一一〇	二六、〇〇〇

大正時代に於て、労働組合が急激に發達したのは大正八年からであるが、最初、政府及び資本家が、労働組合の發達を忌避し且つ抑壓したことは云ふまでもない。彼等は時代の趨勢から見て労働組合そのものを悪いとは云へなかつた。しかし労働組合を何んとかして協調主義化しようとなつた。大正八年六月十三日、原内閣の床次内相が、全國商業會議所大會に於て述べた意見によれば、勞資の對立主義を不可とし、協調主義を希望して居る。しかして労働問題解決のために、協調主義に基く一大機關を設置する計畫を發表して居る。この現はれが同年十二月に成立した協調會である。協調會の首腦者等は、鈴木文治の入會を勧誘したのであるが、鈴木は斷然としてこれを拒絶した。當時存在し又は發生した労働組合の多くは、對抗的のものであつたがために、政府は極力これが壓迫に努め、鬭争的労働組合の中堅であつた友愛會（後の労働總同盟）の如きは、大正七年の寺内内閣時代と大正十一年の高橋内閣時代とに於て、前後二回に亘り、悪辣なる方法によつて危く壓殺されやうとしたことがあつた。今日、當時の當局者に此の事實をただすならば

恐らく強辯を以て之を否認するであらうが、彼等が此の組合を毒殺しようとしたことは確かなる事實であつて、彼等は之によつて階級的労働運動の主力を挫き、従つてその全線的進出を阻止し得るといふ短見を抱いて居たものと思はれる。

政府が階級的労働組合を嫌悪したことは、大正八年に第一回總會を開いたところの國際労働機關の労働代表選出に就いて、國際労働條約を無視し、労働組合から労働代表を選任しないで、政府自ら意中の人物を官選した事實によつて明白に示された。政府の此の官僚的なる態度は、甚しく労働組合側の憤激を買ひ、激烈なる政府反對運動を捲き起すことになつた。

## 六 抑壓主義より默認主義へ

政府及び資本家の苛酷なる抑壓に對して、覺醒した組合労働者はこれに屈することなく、健闘を續けて行つた。かの労働組合運動を脅威するために用意された治安警察法第十七條の如きは、勇敢なる組合労働者に取つては一個の死文であつた。彼等は治警十七條に觸れることを以て何等苦痛としなかつた。否、之れに觸れることによつて、むしろ階級的殉道者としての榮譽を勝ち得た。一方に於て、協調主義は蔑視され、他方に於て、脅嚇主義は權威を失つた。更にまた労働者團結權承認の進歩主義的輿論は、識者の間に高まつて來た。遂に政府も已むを得ず、時勢に引き

づられて、労働組合を承認せざるを得なくなつた。政府が、労働組合壓迫主義から默認主義へ傾いて行つたについては、以上の諸原因の外に、國際労働機關の外部的牽制が與つて力のあつたことを見落してはならない。

元來、國際労働機關に加盟する國家は「労働憲章」と呼ばれる平和條約労働篇に示された諸原則を承認しなければならぬ筈である。しかしてその諸原則の一つとして、労働者團結權がある。平和條約労働篇の前文中にも「結社自由の承認」は、目下の急務たる労働状態改善の一方法なりと述べてある。しかるに日本政府は、國際的には労働者團結權を承認した振りをしながら、國內的にはこれを否認する態度を執つたのである。この矛盾は第一回國際労働總會以來、毎回の總會に於て忌憚なく暴露された。日本の労働組合は毎回強硬なる抗議書を送つた。抗議書は、政府の労働代表選任方法に於ける労働組合無視を論難すると共に、日本に尙ほ治安警察法第十七條の如き、労働運動抑壓の惡法制的存在すること、日本政府の労働政策が不當なること等を攻撃したものであつた。列國の労働代表團はこれに同情し、しばしは日本政府代表に警告する所があつた。尙ほまた官選労働代表までが、自らの資格を否定し、日本政府の誤れる労働政策を攻撃したのもあつた。

日本政府が國際舞臺に於て、その保守的労働政策をたびたび攻撃されたことは、かなり身に感



へたやうであつた。しかも日本は、八大産業國として、國際労働機關に於ける優越的地位を占めて居る。大産業國の中で、労働者團結權を承諾しないのは、唯だ日本あるのみであつた。しかも日本政府を攻撃する者は、等しく平和條約労働篇の第四百二十七條といふ昭々たる明文を楯に取つたのであつた。日本政府は、他の締盟列國に對する國家的面目の上からいつても、労働者團結權を承認せざるを得なくなつた。遂に第六回國際労働總會から、流石の我國政府も我を折つて、労働代表選出母體を組織労働者のみに限定した。茲に於て我國の労働組合は、實質に於て公認された結果を生じた。更に第五十一議會（大正十五年）は、治警第十七條を撤廢するに至つた。しかして政府の労働組合に對する態度は、著しく抑壓主義より承認主義へ傾いて來た。昭和二年の第七回國際労働總會に於ける中心議題は、労働者團結の自由であるが、この議題の提出されたことについては、第六回及び第七回總會に於ける日本労働代表鈴木文治の努力に負ふ所が大であり、そして同總會の成績は、我國の労働者團結權の上に、一段の好影響を與へたといへる。ともかく國際労働機關の存在が、我國政府の労働政策を、保守的より進歩的へ轉化せしめることに就いて買入する所少からざることは、看過する能はざる事實である。當時、國際労働機關を否認すべしといふが如き意見もあつたが、我國労働階級の現實の發達過程を正しく認識せざる觀念的革命的主義者の妄斷といふべきであつた。

## 七 普通選舉の實現

既に述べたやうに、大正時代に於ける無産階級運動は、普通選舉獲得に對しては比較的冷淡であつた。これに熱心であつたのは、在野黨及び民主主義的知識階級等であつた。無産階級は一見勞せずして普選を獲得したかの如く感ぜらるるが、事の實相を究めるならば、やはり無産階級の進撃が因をなして實現されたのであつて、大正時代に於ける無産階級の勝利の一指標と認むべきものである。普選運動の指導精神は民主主義であつた。そして普通選舉を最も眞面目に最も熱心に主張したのは民主主義者であつた。彼等は一方に於て、舊來の特權階級政治に反感を有すると同時に、他方に於て新興無産階級の直接行動的傾向を憂慮した。大正十年二月五日、東京大阪の九大新聞編輯局長は、連名を以て、普選要望のステートメントを發表した。これは當時の普選論者の立場を最も明白に表示したものであると思はれるが、その中に普選要望の理由の一つとして、「階級緩和のために」を掲げて居る。そして曰く「昨年は労働争議が盛んであつたが、本年は小作争議が各地方に蔓延しつつある。富豪對貧民の所謂階級闘争は、日本に於ても容易ならぬ問題である。吾等は普通選舉によつて、此の問題を絶滅し得るとは思はぬ。併しなから普通選舉をも行はず、庶民階級は何等の發言權を與へぬことは、益々此の問題を悪化するものであることを斷言す

るに俾らぬ。此の意味に於て、即ち階級間の緩和期として、吾等はまた普通選挙の即時断行を主張せねばならぬ」云々。

當時に於ける我國無産階級の熾烈なる經濟闘争の氣運は、民主主義者に對して、所謂「民心の險惡」を想はしめた。そして若し此の儘に進むならば、如何なる暗黒状態を現出するかも知れぬといふ危惧の念を抱かしめた。そこで彼等は「民心の一新」と「階級闘争の緩和」のために、普通選挙を高調することになつたのである。ところで、始め大正五六年頃に普通選挙が叫ばれたとき、支配階級はこれを危険思想と認め、社會主義と同一の取扱ひをした。普通選挙者は政府の壓迫を蒙つた。大正九年の第四十二議會が解散されたとき、原首相は其の理由として、「選挙法を改正する一理由として、階級制度打破を敢てせんとするに至つては、全く現代の社會組織を脅威するものと認めざるを得ず」といひ、「日本は歐洲諸國と其の國情を全く異にせるを以て、其の根柢に於て大なる相違あり、此の歐洲の國情を直ちに我國の上に移し、之を以て選挙法の改正を爲さんとするが如きは、國家の基礎に將來危険を及ぼすものと認めざるを得ず」と述べてゐる。

原敬氏と其の一黨に取つては、普通選挙は日本の國情に適せざるものであり、若しこれを我が國土に移すならば、國家の基礎を危くするものであつた。しかしながら斯くの如き反動主義的見解が、國民の間に横溢しつつあつた普通選挙望の聲を抑へ切ることは出来なかつた。普通選挙は正

に一個の國民運動化して、全國の進歩分子を奮起せしめたのであつた。この波瀾のやうな氣運に引きつられ、またこの氣運を政權争奪に利用せんとし、そしてそれに成功したのが、憲政會其他の政治家であつた。かくして大正十三年の總選挙は、普通選挙派が勝を制して、翌年の議會に於て、普通選挙法の通過を見ることになつたのである。

## 八 普通選挙に對する無産階級の態度

無産階級は、革命的労働組合主義に動かされた結果、一時大正八九年の頃盛んであつた普通選挙が忽ち下火になつて、經濟的直行動一點張りで押して行つたけれども、その實際の成果は、あまり芳しいものではなかつた。労働争議は多く不利に陥り、労働組合はしばしば潰滅され、労働運動は理想に燃ゆる少數者運動となる傾向が強かつた。一方に於て、彼等の頭に描かれた革命的幻覺も次第に消えて來た。茲に於て所謂方向轉換論が起り、從來の少數者運動を大衆運動に轉ずべきことが力説され、その具體的手段として、改良主義的方法といへども、これを積極的に利用すべきことが是認されるに至つた。その改良主義的手段として、先づ挙げられたものは、普通選挙實施後に於ける選挙權行使と、國際労働機關に對する積極的利用とであつた。大正十三年二月の労働總同盟全國大會が、方向轉換を宣言して以來、我國の無産階級運動は、大體に於て、從來の經

濟的直接行動萬能主義を改めて、議會行動へ進出することになつた。

普選運動が熟してきて、まさにその成果が結ばれやうとしたときに、無産階級側には、さまたまの苦がき經驗をもたらしたところの經濟的直接行動主義に對する批判と反省とが行はれ、漸く其の殻を脱しやうとしたのであつた。故に大正十四年の議會に於ける普選法通過は、無産階級の政治意識を著しく刺戟し、その結果、大正十五年に於ては、労働農民黨、日本農民黨、社會民衆黨、日本労働黨等の四個の無産政黨が陣列を布くに至つたのである。普選の實施は、無産階級が政治行動へ進出する道を開いた。しかし彼等の政治行動への進出は、我國無産階級運動の一段階の進展である。無産階級に取つて、大正時代は主として經濟闘争時代であつて、政治行動へ進出したのは大正末期であるが、政治行動への進出を容易ならしめたところの普選の實現は、大正時代に於ける白熱的な經濟闘争が、その有力なる一動因をなしたものと見るべきである。

## 九 社會主義研究の自由

明治政府の社會主義に對する壓迫は、常軌を逸する程に極端であつて、その實際運動はもとより、その學理的研究すらも禁壓した。社會主義に關する書籍の輸入は禁止され、圖書館の蔵書の

閱覽も停止された。しかし「社會」の二字は官憲の痛く嫌惡した文字であつて、或る地方に於ては、官憲が社會學の書籍でさへ書店から押収する有様であつた。社會事業といふ言葉も、最近用ひられるやうになつたので、以前はこれを救濟事業といつた。我國無産階級の第一次世界大戰後に於ける解放的行進は、社會問題研究欲を刺戟し、従つて社會主義に對する研究熱を旺盛ならしめた。諸外國の社會運動及び社會思想は、新聞雜誌に依つて續々と報道され紹介された。社會思想に關する外國圖書の輸入も激増した。久しい間、沈黙を強ひられた社會主義者は、一陽來復の思ひで活潑な論陣を布いた。知識階級や労働組合員の中に、社會主義を信奉する者が次第に増加した。

、社會運動の急激なる進展に對して、社會思想研究の發達は必然に伴ふて行つた。しかし政府は此の澎湃たる新思潮に對して、明治時代に於けると同じ彈壓政策を取らなかつた、また取ることが出来なかつた。第一次世界大戰後に於て、怒濤のやうに横流した世界思潮に對して、我國だけを鎖國状態に置くことは到底不可能であつた。國際聯盟に加盟した我國政府が、自國民に對して極端なる言論自由の壓迫をなすことは、對外關係から見ても困難なことであつた。そこで大正八年頃から、政府は已むを得ず思想政策を緩和してきた。時の原内閣は、社會主義に對する學理的研究を幾分寛大にするやうになつた。面白いことは、政府が極端に嫌惡した「社會」の二

字を、時勢に引きづられて、政府自ら之を用ひるやうになつた。元來、社會事業は救済事業と稱して、これに對する指導監督の事務は、多年、内務省地方局の一隅に於て管理して居たが、大正六年、同局内に始めて救護課なる一課が設けられ、その事務の大半は軍事救護法による軍事救護に外ならなかつた。然るに大正八年に至り、救護課は社會課となり、更に大正九年には社會課を地方局から分離して、新たに社會局を設置することになり、その事務の内容も時代と共に擴大されてきた。政府が社會局を設置すると共に、各府縣に於ても社會課を置くやうになつた。

政府は大正八年以後、思想政策を幾分緩和してきたけれども、尙ほ保守的要素を多分に残存してゐることは争へない事實である。大正時代の末期に、共產主義運動が盛んとなるにつれて、稍々反動主義化した傾向がある。しかしながら明治時代に比較すると、大正時代に於ける社會主義研究の自由は、格段の進歩を遂げるに至つた。その結果は、我國無産階級の思想的教養を高めることが甚大であつた。かつては支配階級に取つて、悪魔の呪文であつた「社會主義」は、今や我國無産階級の常識と化しつつある有様である。

## 一〇 結 論

社會運動の過程に於いて、民主主義の獲得を重視するか否かは、社會民主主義と共產主義との

分かるるところである。民主主義の獲得は大衆運動の正常的發達の基礎條件である。民主主義によつてのみ大衆は啓蒙され組織され訓練されるのである。民主主義を無視したる若くは輕視したる社會運動は、少數の指導者が無自覺な無産大衆の反抗感情を激發して、何等かの偶然の機會に突發的に政權を奪取することを志向することになる。しかしそれは極めて變則的運動方法であつて、それが成功することは、或る變則的社會狀況が展開することを必要とする。そしてその成功の曉といへども、出來上つた社會主義國家は、無産大衆の民衆的國家にあらずして、一群の指導者の專制下に統治される獨裁國家であることは明かである。大衆の民主的發達なきところに民主的國家の生れやうはすがない。眞の社會主義社會は突發的な暴動の一撃によつて、忽然と生れるものではなくして、無産大衆の長きにわたる自主的な組織的な運動の結果として出現するものである。しかししてこの民主主義闘争を通じて、無産階級は自主的にその思想的、技術的、倫理的能力を高めるのである。かくの如き無産階級の眞の自覺と組織的訓練とを成長せしむる闘争の展開は、民主主義の獲得によつて始めて可能である。民主主義の獲得が、微温的であるとか協調的であるとかいふのは、ロマンチックな左翼趣味にすぎない。大正時代の十五年を通じて、我國の社會運動は輝しき民主主義の獲得を示した。この成果は、次の時代に於ける一大飛躍の礎石となるものである。

## 新人會の歴史的足跡

### 一 社會運動者の搖籃

新人會が創立されたのは、大正七年の十二月上旬である。新人會の創立記念は十二月一日となつて居るが、はつきりと何日に組織されたかは能く判明しない。創立日ははつきりしないほどに新人會の生誕といふものは、發會式とか創立大會といつたやうな花々しい形式を取らないところの、極めて質實な雰囲気の中に醸成されたのであつた。しかし新人會の創立を策した私と宮崎龍介君と石渡春雄君とが、三人の署名で新人會思想研究會の第一回の揭示を大學の揭示板に現はしたのが、大正七年の十二月上旬であることだけは、たしかな記憶がある。さうすると新人會が生れてから消滅するまで、恰度十年の歴史を作つたことになる。此の十年は、世界大戰後の我國社會運動の歩んだ最も生彩のある最も波瀾に富んだ過程であつた。しからば新人會は、此の十年の過程に於て、如何なる歴史的貢獻をしたかといふに、決して自惚れる譯ではないが、新人會の残した歴史的足跡は、我國社會運動の上に鮮やかな一線を刻んで居ると考へる。

尤も新人會の行動は、最初から一定の方針の下に、組織的發達を遂げて行つたものではない。

新人會出身の多くの社會運動者等が、無産階級解放運動の各分野に存在することは、明かであるが、決して一定の陣營に集團して居る譯ではない。社會民主主義の陣營にも居れば、共產主義の陣營にも居る。そして或るものは、對立抗爭の關係にさへある状態である。また新人會出身の者にして、實際の社會運動に投じた者以外に、學界、文壇、新聞界に乗り出したものも多数あつて各々自己の信ずる立場を取つて居る。だから新人會の歴史的足跡は、社會運動の分野に於ける新人會としての一定の組織的運動に在るよりは、此の會が、多數のそして各種の有能な社會運動者及び社會思想家を輩出したことに在る方が大である。即ち新人會は、最近社會運動者の一大搖籃である。新人會が僅か十年にして、甲中反動内閣の毒刃に斃れたとしても、社會運動者の一大搖籃であり、故郷であつた新人會の歴史的業績は、我國社會運動史の上に不朽の輝きを放つものと信ずる。

### 二 官僚主義への反逆者

新人會は最初、永く東京帝大の法科を傳統的に支配してきた官僚思想に對する反逆者として生れた。その發企者は石渡春雄、宮崎龍介、私の三人であるが、當時三人とも總會辯論部の委員であつた。辯論部の委員は、各出身高等學校から一名宛出て、全部で八名の委員が居たのであるが

以上の三人は、その中の進歩分子であつて、それが辯論部の空氣に懐かないで、別派を形づくり遂に新思想運動を起すことになつて、新人會なるものを組織したのであつた。新人會は間もなく麻生久君等の木曜會と合同して、やはり新人會と稱した。木曜會といふのは、我々より一二年上級であつた麻生久、棚橋小虎、山名義鶴、岡上守道、佐野學、河井榮藏、岸井壽郎、野坂鐵（彼だけは慶大出身）等の諸君が、新人會のやうに公然たるものでなく、少數の仲間内で社會問題を討究して居た一グループであつた。木曜會の諸君も同じく帝大の傳統主義に對する熱烈なる反逆者の群であつて、唯だ我々のやうに公然たる旗上げをしないで、地熱のやうに沈潜して、反逆の思想を養ひ、機のを待つて居たのであつた。新人會と木曜會との合同は、傳統主義に反抗する意氣旺盛な若き學徒の戰闘意識に、力強い拍車をかけたのであつた。

新人會のスタートを切つた大正七、八年の社會状態はどうであるかといふに、世界大戰によつて惹き起された經濟的及び思想的變動により、不安動搖の氣流と革新的氣運とが、全社會に渦巻きつつあつた。大正六年に起つた露國革命の事實、次いで起つた獨逸の革命の事實、大正七年の米暴動、勞働爭議の激増等々の現象は、時代思想に敏感な青年知識階級に異常な衝動を與へ、歴史的なる時代轉換期の到來を想はせたのであつた。かくの如き社會状態が、反逆的な勇敢な一群の青年知識階級の献身的熱情を動かして、社會運動に乗り出さしめたのであつた。

### 三 素朴な革命主義

新人會は最初社會思想の研究團體として起つた。東大の第二學生控所では、研究會が頻繁に催された。しかし研究會といつても、冷靜に落ちついて、理論の研究に耽るといふよりも、實行意識に燃えた熱情的な空氣に溢れた會合であつて、革命志士の集りといつたやうな感があつた。私の記憶によると、大正八年の一月三十日に法科の三十二番教室で新人會主催の講演會を開き、大山郁夫氏が「新人の意識」と題して啓發的な講演を試みたが、その夜、第二學生控所で會合を催した。此の集會は涙ぐましいまでに感激的氣分の漲つたものであつて、席上麻生君は階級闘争に對する青年知識階級の任務を語つたが、彼の熱情的な魅力的な雄辯は、參會者に非常な感動を與へたやうであつた。大山氏の如きは、當夜他に約束があつたものにも拘らず、それを外づして最後まで此の感激的な集會に踏み止まつた。その集會が終つた後、昂奮した面持ちで新人會へ入會することを申出た學生の中に、波多野鼎、平貞藏君等があつた。次いで新明正道、早坂二郎、松澤豊人、山崎一雄、門田武雄君等が入つて來た。かうした集會の催される毎に、何名かの入會者が現はれた。宗教的傳道の後に、信者が出て來るやうな趣があつた。

新人會の綱領は、私が起草したことだけ覚えて居るが、何月何日に發表したものか判らない。

多分大正七年の末頃に決定したものである。それは次に示す如きものである。

一、吾徒は世界の文化的大勢たる人類解放の新氣運に協調し之れが促進に努む。

一、吾徒は現代日本の合理的改造運動に従ふ。

右の綱領を見ても解るやうに、當初の新人會の指導精神は、マルクス主義ではなくして、舊制度に對する漠然たる革命主義であつた。そしてインテリゲンチヤ特有の人道主義が強い基調をなしたことは争はれない。しかし當時の社會闘争は、先づ官僚主義と民主主義との對立抗争に於て火蓋を切られ、大正七八年頃は、その抗争が高調に達したので、新人會同人が民主主義の味方であつたことは確かである。新人會の機關雜誌は大正八年三月六日に第一號を出したが、「デモクラシー」と命名した。その頃の「デモクラシー」は本來の限定された思想内容を意味するよりは當時の澎湃たる社會改造氣運を總括的に表現する合言葉であつた。「デモクラシー」第一號を見るに、麻生君は「青年知識階級の一使命」といふ評論に於て「思ふに我國の現状に於て、青年知識階級の使命は、政治的資本的能力階級と勞働階級との間に介在して、その懷抱する社會的眞理の理想を實現することに在る。而してかかる理想を實現するためには、現在政治的物質的權力を壟斷する權力者と資本家とに對して、戦ひを開かねばならぬと同時に、勞働者階級に宣傳して、極力之れが合理的自覺を促さねばならない」と説き、佐野學君は「無資産階級解放の道」といふ

論文に各種の社會思想を紹介し、石渡春雄君はリープクネヒトの軍國主義論を紹介し、野坂鐵君はゾンベルトの「社會主義及び社會運動」を紹介し、私は「参政權の原理」を青いて、普通選挙の理論的根據を説いた。また小説としてツルゲネーフの「處女地」の一節が「ネツダーノフ」と題して掲げられた。

その頃、ツルゲネーフ等の小説に現はれてくるところの、十九世紀末葉時代に於けるロシヤ青年によつて行はれた「人民の中へ」の革命運動が、我々を感傷的に刺戟したことは甚大なものがあつた。正義と眞理のために一切の犠牲を顧みず、民衆の中に投じて、社會的變革を行はねばならぬといふのが、當時の我々の熱意であつた。つまり新人會當初の思想傾向は、傳統的専制主義に對する反抗意識が強く、その意味に於て民主主義的であり、そしてまた人道主義的色彩が濃厚であつたが、社會主義に對する理解は尙ほ粗雑であつて、一言にしていへば、極めて素朴な革命主義を抱いたのであつた。そして會員の風潮として、理論的討究に耽るよりは、實行的進出に重きを置いたのであつた。それもその當時の激動的な社會的勞團氣が然らしめなのである。

#### 四 「人民の中へ」

「人民の中へ」——新人會の實行的熱意は抑へ難きものがあつて、勇敢に進出を始めた。佐野

山名、棚橋君等は労働者の月島に居を構へて、労働者の組織と宣傳に努めた。山本藤藏君はその頃月島に現はれた最も勇敢な闘士であつた。私や宮崎君等は、龜戸、日暮里、四ツ木方面に於て同じく宣傳と組織に従つた。後に至り、私は日暮里に、山崎君は大崎に居を構へた。その頃我々の宣傳に依つて集つた労働者群の中で、龜戸の中心人物は渡邊政之輔君であり、日暮里の中心人物は岩内善作君であつた。山本、渡邊、岩内の三君は、新人會の初期時代の黨陶を受けた最も著名な階級戦士である。月島で黨陶を受けた労働者等は友愛會へ入つて、其の左翼分子となつた。それはかねて友愛會の改革を志した麻生、棚橋、山名君等の意志に依るものであつた。友愛會長鈴木文治氏が大正八年の春、巴里の國際労働會議へ行くと、「月島に革命が起る」と嘆じて旅程に就いた。事程左様に當時の月島は、友愛會右翼派に取つて恐るべき低氣壓であつた。

龜戸、日暮里、四ツ木方面には續々労働組合が生れた。組合員はセルロイド工が大多数だつたので、新人セルロイド工組合といふ名稱をつけた。ストライキも起きた。我々は學生であつて、何等經驗も有しないのに拘らず、ストライキを指導した。大正八年の十月、第一回國際労働代表問題で労働界に反抗氣運が沸騰し、友愛會、信友會等の主催の下に官選労働代表榊本卯平に反對する大示威運動が行はれたが、新人會同人は新人セルロイド工組合を率いて之れに参加した。そのときの指揮者は門田武雄君であつた。このとき新人會員たる三輪壽壯、嘉治隆一、河西太一郎

林要の諸君が十名ばかり、帝大の制服制帽の一群を成して示威行列に加はつたことは、社會の非常なる注視をひいたのであつた。

その當時、友愛會は我國労働運動の主勢力であつて、我々の關心の第一對象であつた。ところで友愛會は協調主義又は改良主義に據つて進んで來たものであつて——大正元年から七年頃まではさうした過程を進行することが最も妥當であつたが——當時の社會狀勢からするならば、何んとか一進化を遂げなければならぬ運命に置かれて居た。麻生君等は既に木曜會時代から友愛會の改革を目論んで、棚橋君は其の使命を帯びて、早くも司法官生活から轉じて友愛會に入つたのであつた。しかし棚橋君は會内の右翼派に押されて、可成り不愉快な日を送つて居た。我々は友愛會に對して如何なる方策を取るべきか。この問題が新人會本部で日夜議せられた。

或る論者は、友愛會のやうな協調主義的ならしめない組合に見切りをつけて、別個に我々の力で労働組合運動を起さうではないかと主張した。他の論者はあくまで友愛會を我々の手で改造し、これを更生せしめて、日本労働運動の指導的中心にしなければならぬと主張した。私は後の論者であつて、さうするがためには、麻生君は此の際決意して友愛會に投ずべきだと主張した。かくして麻生君が東京日日新聞記者から轉じて、友愛會の出版部長になつたのが大正八年六月下旬であつた。新人會の手で作られた労働組合は、友愛會へ合流せしめた。友愛會内部に於ては麻



生君、棚橋君を支持する左翼派が漸次勢力を得て、同年十月の大会では麻生君が主事に推された。かくて友愛會の更生は實現して、一般社會に對しても、友愛會は戰國的勞働組合としての歩みを鮮明に印象せしめた。友愛會の更生は、勞働運動史上に於いて、一個の劃期的意義を有する事件であるが、これに働きかけた新人會は、この點に於いてだけでも、我國の勞働運動史上に、一個の重要な役割を演じたわけである。

## 五 學生運動の先驅

勞働運動勃興期に於ける勞働大衆の思想的自覺を高めたことについて、新人會は輝しい役割を演じたといへるが、それは友愛會に對してのみならず、信友會、日本交通勞働組合に對しても行はれた。日本交通勞働組合は、東京市電従業員の組合であつたが、新人會は、その發會式當初から、熱心にこれを援助し、多くの演説會、講演會には、缺かさず出演した。當時の組合長たる中西伊之助は、新人會員を演壇で紹介するとき、「新人會の大學生諸君は、ロシアの大學生と同じ理想をもつて、活動せらるる人々である」と述べ、その援助に對していつも感謝してゐた。

新人會は勞働運動に對してのみならず、一般民衆に對しても、活潑な宣傳運動をつづけた。金澤、福井、小樽、秋田、廣島、熊本等には、新人會の支部が設立された。京都、名古屋、鹿兒島

熊本、仙臺等の各地へ宣傳旅行を試みた。我々の最も思ひ出の深い民衆宣傳は、大正九年の四月中旬に行ふた一週間ばかりの信州旅行であつた。同勢は、私が團長格で、三輪壽壯、新明正道、門田武雄、山崎一雄、小岩井淨、千葉雄次郎君等の面々であつた。私を除いては、皆まだ大學生であつた。大正十年の一月、私は友愛本部から、長崎へ出張を命ぜられたことがあつた。それは前年の暮、長崎港外の香燒島炭坑に暴動が起り、友愛會員であつた指導者の今村均君等が捕へられて、長崎刑務所に收容されたので、私は善後措置を講ずるために、長崎へ赴いたのであつた。私は長崎から大の浦炭坑へ行つて、勞働組合の諸君と懇談會を開き、更に熊本へ行つて、新人會支部の諸君と懇談會を開いた。そのとき、支部會員の中に、後年プロレタリア作家として名を成した徳永直君が居た。

新人會は學生社會運動の先驅をなしたものであつて、しかも官僚主義の本壘たる東大から、この新運動が萌え出たといふので、一般社會人の注目をひいたが、最も刺戟を受けたのは、他の大學の學生であつた。新人會に次いで、各團體に續々と新運動が生れたが、その重なるものは、早稲田大學の民人同盟會(高津正道君等が中心)、建設者同盟(民人同盟會より分裂したものであつて、和田巖、淺沼稻次郎、稻村隆一、平野力三君等が中心)、一新會(竹内正男君等が中心)、法政大學の扶信會(三木幸造君等が中心)等であつた。これらの團體の同人達は、たえず新人會本

部を訪れて、友誼的連絡をとつてゐたが、遂に新人會が首唱して、これらの學生團體が共同職權を張ることになり、大正八年十月十日、青年文化同盟の創立大會を、牛込の矢來俱樂部に舉行し、越えて十月二十五日には、本郷の帝大基督教會館に於いて、創立紀念演說會を開催した。青年文化同盟は、大した發展も見ないで消滅したが、その精神は止びないで、其後に社會科學聯合會を生んだわけである。そして青年文化同盟に於いても、社會科學聯合會に於いても、新人會はつねに指導的中心勢力をなしたのであつた。

## 六 中國學生との交歡

新人會の同人は、國內的に宣傳運動を行つたばかりでなく、海を越えて、中國、朝鮮方面へも進出した。大正八年の七月、岡上守道（ペンネーム黒田禮二）君は、北京からシベリヤへ、佐野君は滿洲へ、宮崎君は中國へ、旅行した。彼等が歸つてきて、新人會の集會で述べた報告は、頗る興味の深いものであつた。岡上君の報告によると、彼は新人會代表として、北京大學に於いて熱誠な歓迎を受けた。そして北京大學學生達が、新人會の存在を熟知し、その活動に刮目し、機關誌「デモクラシー」を讀んでゐるのには、少からず驚かされたさうである。當時の中國の知識階級は、日本の新思潮の影響を受けることが多かつたので、北京大學の如きも、新人會の活動に、

かなり刺戟されたやうである。北京大學は、新中國建設運動の一先驅者であつたが、それと新人會と連絡のついたことは、實に意義が深いと、我々は喜んだのであつた。大正九年の五月には、北京大學から、學生運動を代表する五名の訪日學生團がやつて來た。新人會同人は、彼等を旅館に訪ふて交歡し、また彼等を東大の山上御殿に招待して、晚餐會を催し、一晚、熱心に愉快に語り合つた。眞の兩國の親善は、兩國の舊勢力を打倒して始めて達成する、といふのが双方の一致した意見であつた。その後、中國學生と我々との交歡は、しばしば行はれた。兩國學生の會合の際、いつも通譯の勞を取つたのは、中國の留學生田漢君であつた。彼は當時東京高師の學生であつたが、後年、中國文化運動の輝けるリーダーになつた。

## 七 新人會の最後

新人會は、最初、一體となつて、日本の改造運動に従ふことを宣言したのであるが、學窓を出たものは、或は勞働運動に投じ、或は大學教授となり、或は新聞界に入り、或は法曹界に入つて各々独自の地位に就くことになつた結果、會として統一的行動をとることは、次第に困難を感じるやうになつた。先輩の中の實行派は、學生會員に對して、實際運動に出ることを勧め、その學究派は、學生會員に對して、研究的態度に出ることを勧めるので、本部に陣取つた學生等は、そ

の去就に迷ふことが多かつた。そこで、新人會の組織改造論が持ち上つた。それは、千葉、來問、細道、莊原の諸君の主張した意見であつて、私などもそれを支持した方であつたが、いろいろ議論の末、その間には實行派と好學派との間に、多少感情のもつれもあつたけれども、遂に大正十年十一月三十日の集會に於いて、新人會は組織を變更して、大學生のみの會とし、大學を出たものは會友たるべきことを決定するに至つた。好學派の蟻山政道、嘉治隆一、石濱知行、河村又介、波多野鼎、佐々弘雄、三輪壽壯、新明正道、平貞藏の諸君は、別に社會思想社を起し、機關誌「社會思想」を發行して、社會科學研究の論陣を張ることになつた。

その後の新人會は、學生運動としてのみ、そしてその限りに於いて、大きな役割を演じた。學生運動は、黒田壽男、友岡久雄君等の時代を経て、志賀義雄、是枝恭二、大宅壯一君等の時代になると、活潑な歩調を取り出した。そのころ、會内に二個の潮流を生じ、幹部派たる志賀義雄、是枝恭二、林房雄、村尾薩男君等は、少數尖銳の地下運動主義を主張し、非幹部派たる大宅壯一、菊川忠雄、服部之聰、淺野晃の諸君は、大衆主義を主張し、互に對抗したが、大正十二年十一月の集會に於いて、幹部派は壓倒された形となり、大正十三年五月になつて、大衆主義を取る新しい中心勢力が確立し、その指導力は、是枝、村尾、林、淺野、服部の諸君であつた。新人會は東大内部に於いて着々勢力を擴大し、緑會の各部に進出することになり、辯論部、新聞部に於いて

は、ほとんど完全に管理權を手中に收めるに至つた。

新人會が、學生運動に主力を注ぐやうになつてから、他の學生大衆に對する宣傳運動が積極的となり、その効果も著しく現はれた。大正十一年に入つてから、學生運動は全国的に活潑となつたが、その指導力はつねに新人會であつた。大正十一年九月には、一高、三高、五高、七高、佐賀高、浦和高、新潟高の社會科學學生の聯合體たる高等學校聯盟が成立した。また同年十一月七日には、全國學生聯合會が創立された。これに加盟したものは、新人會(東大)、文化同盟(早大)、七日會(明大)、社會批判會(日大)、社會思想研究會(早高)、七日會(女子醫專)、社會思想研究會(一高)、社會問題研究會(三高)、RF會(五高)、鶴鳴會(七高)、文化會(新潟高)等であつた。學生聯合會は、大正十三年の九月、大阪高工の學生が、市電従業員に對し罷業破りをしたことにつき、反對運動を行ふたのを機會に、東京に第一回全國大會を開いた。

學生聯合會は、はつきりと共產主義を奉じ、その行動に於いて、學生特有の觀念的色彩が強烈であつた。これがため學校當局の忌避する所となり、文部大臣は各高等學校の社會科學研究會に對して解散を命ずるに至つた。大正十四年の十二月には、有名な京都大學學生事件が起り、全国的に三十八名の學生が檢査され、治安維持法最初の犠牲者となつた。その中心人物の中に、是枝村尾、林等の諸君があつた。また、いはゆる三・一五事件に於いても、檢査された幹部の中に、多

くの新人會員がゐた。新人會の生んだ多數の社會運動者、社會思想家は、社會運動の右翼派、左翼派、中間派の陣營にあつて、それぞれ重要な地位を占めたが、新人會末期の青年分子は、すべて共產主義運動に走つた。新人會が當局によつて解散を命ぜられたのは、昭和三年の四月十七日であつた。新人會の生命は、わづかに十年であつたが、それが日本社會運動史に刻んだ足跡は大きなものがあつた。

昭和二十三年七月二十日 印刷  
昭和二十三年七月二十五日 發行

定價 百圓

編者 赤松克麿  
東京都港区芝公園中央労働會館

發行者 猪股猛  
東京都港区芝南佐久間町一ノ七

印刷人 石川末吉  
東京都港区芝南佐久間町一ノ七

印刷所 研文社

發行所 東京都港区芝公園中央労働會館

労働問題の週刊労働時報 編集  
委員 植松 半年六〇〇圓

電話芝(43)直通一九三五—一七  
東京(交換)一三三一—一七  
東京八二八五—二六番

研 究 所

THE  
LIBRARY OF  
THE  
MICHIGAN STATE UNIVERSITY  
EAST LANSING, MICHIGAN  
48824-1126

年 月 日 82

2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022

2

自來水  
費

昭和廿三年九月拾八日

